

令和5年第4回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

1 議案及び諮問

番号	件名	説明
1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（諮問）	人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。
2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（諮問）	人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。
3	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度武蔵野市一般会計補正予算（第7回））	武蔵野市長の退職に伴い市長選挙が行われるが、市長選挙の執行に要する経費の予算措置について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分するものである。 ◎4351万3千円補正増 (補正後の予算額736億5990万5千円)
4	武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.457）	武蔵野市パートナーシップ制度の導入等を踏まえ、所要の改正を行うものである。 配偶者を対象に含む制度について、新たに「パートナーシップ制度の相手方」を対象に追加
5	武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.485）	武蔵野市パートナーシップ制度の導入等を踏まえ、所要の改正を行うものである。 配偶者を対象に含む制度について、新たに「パートナーシップ制度の相手方」を対象に追加
6	武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.556）	武蔵野市議会議員に係る期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をするものである。 期末手当の支給月数の改定
7	武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.583）	武蔵野市特別職の職員に係る期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をするものである。 期末手当の支給月数の改定
8	武蔵野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.590）	武蔵野市教育委員会教育長に係る期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をするものである。 期末手当の支給月数の改定

9	武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 593）	武蔵野市パートナーシップ制度の導入等を踏まえるほか、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正をするものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表の改定 ・勤勉手当の支給月数の改定 ・配偶者を対象に含む制度について、新たに「パートナーシップ制度の相手方」を対象に追加 ・新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称変更
10	武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 892）	武蔵野市パートナーシップ制度の導入等を踏まえるほか、所要の改正を行うものである。 配偶者を対象に含む制度について、新たに「パートナーシップ制度の相手方」を対象に追加
11	武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 917）	武蔵野市パートナーシップ制度の導入等を踏まえるほか、所要の改正を行うものである。 配偶者を対象に含む制度について、新たに「パートナーシップ制度の相手方」を対象に追加
12	武蔵野市下水道事業基金条例を廃止する条例（例規類集P. 1111）	基金積立ての必要性がなくなったため、条例を廃止するものである。 基金を廃止するため
13	武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1318）	戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行による戸籍法（昭和22年法律第224号）の改正に伴い、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を設けるほか、所要の改正をするものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号発行事務に係る発行手数料の新設 ・戸籍謄本等の広域交付事務の追加 ・届書等情報内容証明書の交付等事務の追加
14	武蔵野市福祉型住宅管理条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1744）	福祉型住宅の同居資格等について、武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）に基づくパートナーシップ届受理証の交付を受けた者等を明確に規定するため、所要の改正をするものである。 パートナーシップ制度利用者の同居資格等の明示的規定の追加
15	武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1850）	国民健康保険財政の健全化を図るため国民健康保険税の税率等を引き上げるほか、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）の施行による地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正等に伴い、所要の改正をするものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の所得割率、均等割額及び課税限度額を引き上げる。 ・出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税を免除する。
16	武蔵野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例（例規類集P. 2119）	小口零細事業資金特別融資及び小口零細事業資金一般融資について、あっせん上限額の要件を緩和するため、所要の改正をするものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・融資あっせんを受けられる中小規模事業者の要件緩和 ・信用保証協会付きの融資残高と新たに申し込む融資の額の合計を上限1,250万円とする記載を削除

17	武蔵野市市営住宅条例の一部を改正する条例（例規類集P. 2493）	市営住宅の同居資格等について、武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）に基づくパートナーシップ届受理証の交付を受けた者等を明確に規定するため、所要の改正をするものである。 パートナーシップ制度利用者の同居資格等の明示的規定の追加
18	武蔵野市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 2812）	武蔵野市パートナーシップ制度の導入等を踏まえ、所要の改正を行うものである。 配偶者を対象に含む制度について、新たに「パートナーシップ制度の相手方」を対象に追加
19	東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について	東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体に東京たま広域資源循環組合を加えるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき提案するものである。
20	非常用浄水器の買入れについて	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第3条の規定により、提案するものである。
21	令和5年度武蔵野市一般会計補正予算（第8回）	◎16億8186万1千円補正増 （補正後の予算額753億4176万6千円） 【歳出の主なもの】 ○総務費 6902万6千円補正増 （内訳）・戸籍住民基本台帳費 戸籍法改正に伴うシステム改修業務ほか ○民生費 14億4108万1千円補正増 （内訳）・社会福祉費 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業ほか ○衛生費 1億5710万4千円補正増 （内訳）・予防費 带状疱疹ワクチン接種希望者増による対応ほか 【歳入の主なもの】 ○国庫支出金 国庫補助金 13億6052万4千円補正増 ○繰越金 1億8114万2千円補正増
22	令和5年度武蔵野市介護保険事業会計補正予算（第2回）	◎1500万円補正増 （補正後の予算額127億4362万9千円）
23	令和5年度武蔵野市水道事業会計補正予算（第1回）	◎5392万8千円補正増 （補正後の予算額38億5577万7千円）

2 文書による報告のみを行うもの

1	工事請負契約について	6件予定
---	------------	------

※ 報告のうち、「議会の指定による事項の専決処分（30万円以下の損害賠償額の決定又は和解）」及び「5000万円以上1億5000万円未満の工事請負契約」は、議会開会中に随時報告することが可能であるため、追加提出が発生する場合がある。